明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○端末機器の技術基準適合認定及び設計認証の報告に関する件（総務三八四）　一
○史跡に指定する件（文部科学一一三）　五
○名勝に指定する件（同一一四）　一〇
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同一一五）　一三
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同一一六）　一四
○史跡に地域を追加して指定し、一部を解除する件（同一一七、一一八）　一七
○史跡に地域を追加して指定する件（同一一九）　一八
○名勝に地域を追加して指定する件（同一二〇）　一八
○天然記念物の指定を解除する件（同一二一）　一八
○重要文化的景観に地域を追加して選定する件（同一二二）　一八
○記念物を登録記念物に登録する件（同一二三）　一八
○平成二十一年度自動車等安全性能評価実施要領を定める件（国土交通七九二）　一八

〔公　告〕

裁判所
　破産、免責、再生関係　三
　諸事項　三
特殊法人等
　独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　七
地方公共団体
　解散命令、行旅死亡人関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八二

告示

○総務省告示第三百八十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九十二条第一項及び同法第百三条において準用する同項の規定に基づき登録認定機関から技術基準適合認定及び設計認証の報告を受けたので、同法第九十二条第二項及び同法第百三条において準用する同項並びに端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）第八条第四項及び第十九条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十三日

総務大臣　佐藤　勉